

審査基準

1 基本的な考え方
 (1)審査は、一次審査及び二次審査により行う。
 (2)一次審査は、参加資格を満たす者が3者を超える場合に限り実施し、企画提案書等の提出を求める者を選定するために行う。
 (3)一次審査の結果は、二次審査の評価点には算入しない。
 (4)二次審査は、企画提案書等の審査、プレゼンテーション及びヒアリングにより行い、優先交渉者を選定する。

2 一次審査基準
 (1)一次審査は、提出された参加表明書等に基づき、次の審査項目により行う。
 (2)各審査項目は5点満点とし、係数を乗じて評価点を算出する。
 (3)一次審査の満点は100点とする。

評価項目		採点指標	評価	係数	評価点	配点	
一次 審査	1	構築実績	地方公共団体の公式ホームページ構築/リニューアル/運用保守業務の実績が十分にあるか。	5	10	50点	100点
	2	業務実施体制	業務の履行に際し、適切な人員数の確保・体制が整備されているか。	5	5	25点	
	3	配置予定職員・技術者	業務の履行に係る職員・技術者が十分な実績を有するか。	5	5	25点	

3 二次審査基準
 (1)二次審査は、企画提案書等、プレゼンテーション及びヒアリングの内容に基づき、次の審査項目により行う。
 (2)各審査項目のうち、CMS機能を除く項目は5点満点とし、係数を乗じて評価点を算出する。
 (3)CMS機能は、【別紙1】「CMS機能要件一覧表」により評価し、250点満点で採点する。
 (4)二次審査の満点は1000点とする。

評価項目		採点指標	評価	係数	評価点	配点	
二次 審査	1	本業務に対する取り組み方針	業務の趣旨を理解し、業務目的や仕様書の内容に沿った、具体的かつ創意工夫が盛り込まれた実現性の高い提案となっているか。	5	5	25点	1000点
	2	リニューアルのスケジュール	・具体的かつ実現可能なスケジュールとなっているか。	5	10	50点	
	3	データ移行と各ページの問題改善	・単純なデータ移行ではなく、問題改善(品質向上)につながるような移行方法や考え方の提案になっているか。 ・データ移行にかかる本市の負担は妥当なものか。 ・データ移行の作業を行う職員への支援があるか	5	20	100点	
	4	ユーザビリティの向上	直感的に情報を探しやすい、わかりやすい構成になっているか。(使いやすさに対する考え方や方策が具体的に提示されているか)	5	20	100点	
	5	デザインと構成	本市の魅力を伝えるとともに、現状の課題を踏まえ、サイト全体として標準化・統一化されたデザインとなっているか。	5	10	50点	
	6	アクセシビリティの確保・向上	・アクセシビリティに対する考え方や具体的な実現方法について提案されているか。 ・アクセシビリティに関する実績は優れているか。リニューアル後も維持が可能か。	5	20	100点	
	7	システムの機能概要・機能要件の実現方法	・ページ作成等の基本操作は専門知識がなくてもわかりやすいか。 ・アクセシビリティチェックの機能について具体的に示され、継続保持が確実かつ容易に行えるか。	5	20	100点	
	8	CMS機能	※CMS機能は、【別紙1】「CMS機能要件一覧表」に基づき、減点方式により250点満点で評価する。	250		250点	
	9	サーバ及びネットワーク構成	・データセンターの特徴やサーバ及びネットワーク構成について示されているか。 ・アクセス集中等への対応方法や考え方が示されているか。 ・外部からの攻撃に対する対策が十分にとられているか。	5	10	50点	
	10	職員研修	職員のシステムへの習熟に重点を置いた操作研修の体制、実施方法及び情報発信の考え方などを含む研修内容が提案されているか。	5	10	50点	
	11	システムの管理運用及び保守	・定期保守体制や運用保守支援等の内容、システム障害や災害時の対応について提案されているか。 ・運用保守体制は十分な人数で構成されているか。 ・CMS運用に関する問い合わせに対し、適切に対応できる体制が整っているか。 ・ホームページを運用していく中で発生し得る課題や要望、OSやブラウザのバージョンアップ等に対し、支援を行えるか。 ・協力事業者、再委託先又は外部サービスを活用する場合に、役割分担及び責任分界が明確であるか。	5	10	50点	
	12	追加提案	本市の特徴を踏まえたサイトデザイン、情報に即座にたどり着けるサイト構築、特設サイト(サブサイト)の構築等、効果的な情報発信の在り方や自治体DXを見据えたサイト構築の独自提案がなされているか。 ※ただし、本業務の見積限度額内での提案に限る。	5	5	25点	
	13	見積額(ア リニューアル業務)に関する事項	見積金額が最も低い者を満点とし、提案上限額と同額を0点とする。 (提案上限額 - 見積金額) × 5点 (提案上限額 - 最低見積金額) ※小数点以下は四捨五入する。	5	5	25点	
	14	見積額(イ 運用保守業務)に関する事項	見積金額が最も低い者を満点とし、提案上限額と同額を0点とする。 (提案上限額 - 見積金額) × 5点 (提案上限額 - 最低見積金額) ※小数点以下は四捨五入する。	5	5	25点	

4 評価基準
 評価の基準は、次のとおりである。(きわめて優れている:5 優れている:4 普通:3 やや劣っている:2 劣っている:1)
 5 優先交渉者の選定
 優先交渉者は、二次審査の評価点の合計が最も高い者を選定する。(※優先交渉者の決定に当たっては、各審査委員の合計点を合算し、その合計を審査委員会数で除した点数[小数点以下切り捨て]を最終評価点として用いる。なお、最終評価点が満点の60%未満である場合は失格とする。)